

契約書（案）

小矢部市（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）とは、小矢部市公共施設照明設備ＬＥＤ化業務（以下「本業務」という。）について、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第１条 この契約は、乙が甲に提供する照明設備ＬＥＤ化業務の調査、実施設計、施工、施工管理及び維持管理業務を行うことを目的とする。

（契約の要領）

第２条 この契約の要領は、次のとおりとする。

- (1) 委託事業 小矢部市公共施設照明設備ＬＥＤ化業務
- (2) 履行場所

No.	施設名	所在地
1	小矢部市総合保健福祉センター	小矢部市鷺島15番地
2	津沢コミュニティプラザ	小矢部市清水369番地 1

- (3) 契約金額 金 ●●円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- (4) 契約期間 令和●年●月●日から令和●年●月●日まで
- (5) 物件の設置期限 令和●年●月●日まで
- (6) 契約保証金 免除
- (7) 事業内容 別紙「小矢部市公共施設照明設備ＬＥＤ化業務仕様書」のとおりに

（権利義務譲渡の制限）

第３条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

２ 乙は、この契約によって生じる甲に対する債権を担保の用に供してはならない。

（再委託の禁止等）

第４条 乙は、委託事業の全部又はその主要部分の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

２ 乙は、委託事業の一部を第三者に委任又は請け負わせようとするときは、あらかじめ受任者又は下請負人の名称、委任又は請け負わせる業務の内容その他、甲が必要とする事項を書面をもって甲に通知し、その承諾を得なければならない。この場合において、乙は甲に対し、委任又は請け負わせた第三者の委託事業の履行責任を負うものとする。

（業務責任者）

第５条 乙は、業務の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知するものとする。業務責任者を変更したときも、同様とする。

２ 業務責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、この契約に基づく乙の一切の権限（契約金額の変更、履行期間の変更、代金の請求及び受領並びにこの契約の解除に係る権限を除く。）を行使することができる。

３ 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを業務責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知するものとする。

(業務の調査等)

第6条 甲は、必要と認めるときは乙に対してこの契約の履行に係る業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第7条 甲は、必要がある場合には、契約内容を変更し、又は契約を一時中止することができる。この場合において、契約金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲及び乙が協議して書面によりこれを定める。

(物件の保守及び管理)

第8条 乙は、物件を常時正常な作動状態に維持できるよう、別紙「小矢部市公共施設照明設備LED化業務仕様書」に記載の内容を実施するものとする。

(損害賠償)

第9条 この契約の履行に伴い、甲及び第三者が被った被害については、乙が損害賠償の責を負うものとする。ただし、その損害（保険その他により補てんされた部分を除く。）のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

(物件の受渡し)

第10条 甲は、乙から賃貸借物件の納入があったときは速やかに検査し、その検査に合格したときに物件の引き渡しを受けるものとする。

2 乙は、第2条第5号に規定する物件の設置期限までに物件を納入することができないときは、速やかに甲に届け出でなければならない。

3 甲は、前項の遅延理由が乙の責に帰することができないと認めたときは、相当と認める日数を延長することができる。

(瑕疵担保責任)

第11条 甲は、賃貸借物件に瑕疵があるときは、乙に対して相当の期間を定めて補修を請求することができる。

(物件の借用及び保全)

第12条 甲は、物件を本来の用法に従い使用するものとし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(物件の請求及び支払)

第13条 甲はリース期間中毎月、乙に対し賃貸借料を次のとおり乙に支払うものとする。

(1) 年間支払回数 12回（12ヶ月）

(2) 月額賃貸借料 金●●円（うち消費税額等 金●●円）

2 乙は、第1項に基づく請求書を該当月末日までに甲に提出するものとし、甲は、第1項の規定による適正な請求があったときは、乙から提出された請求書を受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。

3 甲は、自己の責めに帰する事由により、支払期限までに賃貸借料を支払うことができないときは、支払期限満了の日の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する利率を乗じて計算した額を乙に支払うものとする。

(物件の現状変更)

第14条 甲は、物件について、第2条に定める設置場所からの移動、他の物件との附着改造その他性能及び機能について現状を変更しようとするときは、あらかじめ乙の承諾を得なければならない。

(物件の滅失等)

第15条 甲は、物件の引渡し以降、滅失、天変地異等により乙の所有権が回復する見込みがない場合又は物件が損傷して修理不能の場合、書面で乙に通知するものとする。

2 前項に規定する場合において、乙が物件の状況を確認したとき、この契約は終了するものとする。

3 第1項及び第2項の規定する場合のために生じた経費等の負担については、甲乙協議して定めるものとする。

(契約の解除)

第16条 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくして本契約の条項に違反したときは、文書をもって通告し、本契約を解除することができる。

2 前項の場合の損害賠償等については、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。

3 乙が次のいずれかに該当するとき、甲は本契約を解除することができる。

(1) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(へに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

4 第1項の規定により本契約が変更又は解除された場合において、損失が発生したときは、正当な理由なく本契約の条項に違反したものの相手方は、正当な理由なく本契約の条項に違反したものに対して損失補償を求めることができる。

(賃貸人の解除権)

第17条 乙は、甲が契約に違反し、その違反によって契約を履行することが不可能となるに至ったときは、甲と協議のうえ契約を解除することができる。

(物件の無償譲渡)

第18条 乙は本契約が終了したとき、甲に第2条に規定する物件を現状のまま無償譲渡するものとする。

(物件の譲渡制限)

第19条 乙は、本契約の存続中、甲の承諾なしに物件及び本契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡してはならない。

(物件の事前引渡し)

第20条 乙は、賃貸借物件の機能確認の為、リース期間開始前に引渡しを行うものとする。

2 甲は、前項に定める物件の引渡しを受けた日から使用開始日の前日までの間、甲は、当該物件を使用できるものとする。

(協議)

第21条 本契約について疑義が生じた事項又は本契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和●年●月●日

甲 富山県小矢部市本町1番1号
小矢部市長 ●● ●●

乙